

# 館林市再犯防止推進計画

館 林 市



# はじめに

近年、全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、再犯者率（検挙人数に占める再犯者の比率）は年々増加し、平成 30 年には 50%を超えました。

本市においても、平成 30 年の再犯者率は 50%と群馬県内でも高い水準にあり、「再犯」を防止することは重要な課題であります。

本市では、この課題に取り組むために、平成 28 年 12 月に施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）に基づき、再犯の防止を推進するための施策を盛り込んだ「館林市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がなく生活が困窮していたり、薬物依存、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多く存在します。この計画は、こうした様々な生きづらさを抱える犯罪や非行をした人たちが、地域の支援により社会で孤立することなく、円滑に社会復帰できるようにすることで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的としております。

計画の策定にあたりましては、本市だけではなく、国や県等の関係機関ならびに民間協力団体で構成する「館林市再犯防止推進会議」を設置し、様々な立場からのご意見をいただきました。今後は、この計画に基づき関係する皆様と連携しながら再犯防止に向けた取り組みを推進してまいります。

結びに、計画の策定に当たりご尽力をいただきました館林市再犯防止推進会議委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せくださいました関係機関、市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 7 月

館林市長 **多田善洋**



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の対象者	2
5	計画の期間	2
6	重点課題	2
7	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	3

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

1	犯罪の発生状況	4
2	検挙人員中の再犯者の人員と再犯者率	6
3	再入者の再犯期間	7
4	就労と住居の再犯を取り巻く状況	
	(1) 就労の有無と再犯の関連性について	9
	(2) 住居の有無と再犯の関連性について	11
5	高齢者の再犯を取り巻く状況	12
6	薬物犯罪を取り巻く状況	15
7	少年非行を取り巻く状況	16

## 第3章 関連する施策の展開

1	就労・住居の確保による支援	
	(1) 就労の確保による支援	18
	(2) 住居の確保による支援	20
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	
	(1) 高齢者や障がい者等、それぞれの特性に応じた支援	22
	(2) 薬物依存者への支援	25
3	地域の犯罪や非行の防止及び学校等と連携した修学支援	
	(1) 地域の犯罪や非行の防止	26
	(2) 学校等と連携した修学支援	28
4	民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	
	(1) 民間協力者の活動支援	29
	(2) 広報・啓発活動の推進	30

## 資料編

資料1	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	32
資料2	用語解説	37
資料3	館林市再犯防止推進会議	42



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

平成期における全国の刑法犯の認知件数は、平成14年にピークに達しましたが、平成15年以降は年々減少し、平成30年には平成期最少となりました。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年にピークに達した以降は少しずつ減少しているものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けています。そのため、再犯者率は平成9年以降一貫して上昇し続け、平成30年は平成期で最多を更新しました。

このような状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行されました。これにより、地方公共団体に対して、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

再犯防止推進法の施行に伴い、平成29年12月には国が「再犯防止推進計画」を策定し、群馬県においても平成31年3月に「群馬県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした背景の中、犯罪を抑制し、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、再犯防止策の推進が重要であるとの認識のもと、本市が取り組む再犯防止施策の方向性を明らかにするため、「館林市再犯防止推進計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がなく生活が困窮している者、薬物依存のある者、高齢で身寄りがない者など、地域社会で生活する上でのさまざまな課題を抱えている者が多く存在します。

こうした人たちの再犯を防ぐためには、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援など、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって取り組むことが必要とされています。

このような状況を踏まえ、本計画に基づき適切な再犯防止策を講じることによって、「犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援するとともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、令和4年度に策定する「第四次館林市地域福祉計画」を上位計画として策定していくとともに、関連する行政計画とも連携しながら、再犯防止推進法や国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。

### 4 計画の対象者

対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者又は非行少年若しくは非行少年だった人のうち、支援が必要な人とします。

### 5 計画の期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

### 6 重点課題

本計画では、国及び県の再犯防止推進計画との整合性を図りつつ、再犯の防止等の推進に関する施策目的を明確にするため、以下の4つを重点課題として定め、本市の実情に応じた施策を実施及び検討していきます。

<重点課題>

**重点課題1 就労・住居の確保による支援**

**重点課題2 保健医療・福祉サービスの利用の促進**

**重点課題3 地域の犯罪や非行の防止及び学校等と連携した修学支援**

**重点課題4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進**

## 7 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

項目	基準値（平成 30 年）	
	人数	割合
1 検挙人員数（刑法犯）※ <sup>1</sup>	150 人	—
・再犯者数及び再犯者率	75 人	50.0%
・検挙時に無職である者の数及び検挙者に占める無職者の割合	72 人	48.0%
・検挙時 65 歳以上である者の数及び検挙者に占める高齢者の割合	51 人	34.0%
2 満期釈放者のうち、刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 ※ <sup>2</sup>	3,628 人	42.6%
3 検挙人員数（薬物に関するもの）※ <sup>3</sup>	4 人	—
・再犯者数及び再犯者率	4 人	100.0%
4 少年院入所者数 ※ <sup>4</sup>	26 人	—
・少年院入所者のうち、前回処分がある者の数及び少年院入所者に占める割合	21 人	80.8%

- ※<sup>1</sup> ・警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局から提供された資料  
 ・館林警察署管轄区域（邑楽郡板倉町・明和町を含む）の刑法犯にて検挙された者のうち、犯罪時年齢が 20 歳以上の者（少年データは含まない。）
- ※<sup>2</sup> ・矯正統計年報  
 ・全国における刑務所出所者
- ※<sup>3</sup> ・警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局から提供された資料  
 ・館林警察署管轄区域（邑楽郡板倉町・明和町を含む）の覚醒剤取締法、麻薬等取締法及び大麻取締法にて検挙された者のうち、犯罪時年齢が 20 歳以上の者（少年データは含まない。）
- ※<sup>4</sup> ・法務省矯正局から提供された資料  
 ・非行時に群馬県に居住していた者

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

### 1 犯罪の発生状況

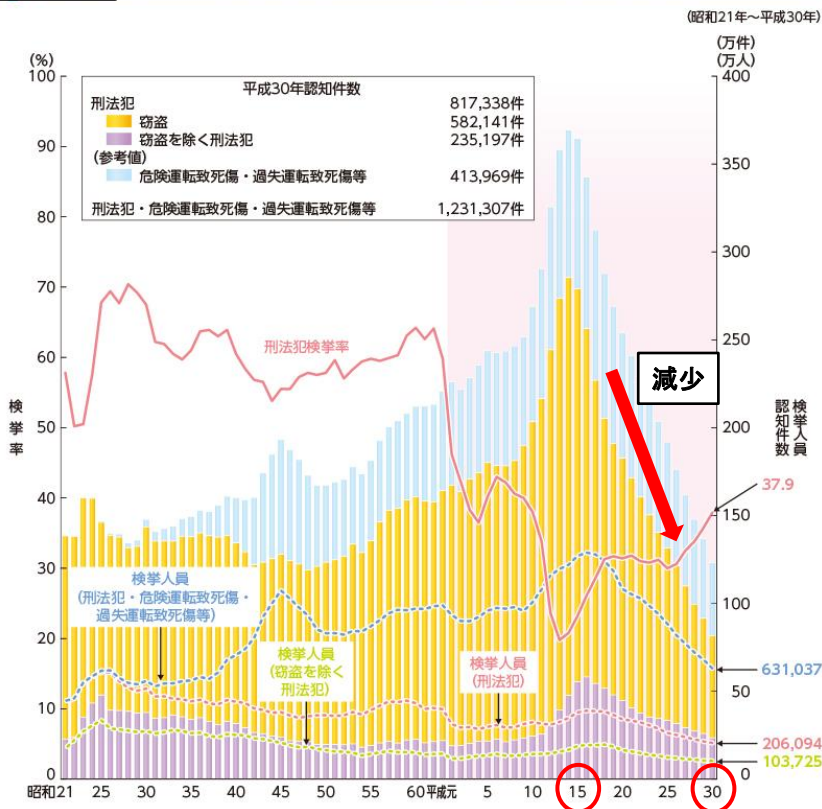
平成期における全国の刑法犯の認知件数は、平成元年から年々増加傾向にあり、平成8年からは毎年戦後最多を更新して、平成14年には約285万件にまで達しました。

これを受けて国は、平成15年に犯罪対策閣僚会議を開催し、同年12月には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定しました。これにより、犯罪の増勢に歯止めをかけ、国民の治安に対する不安感を解消すべくさまざまな取り組みが進められました。

その結果、刑法犯の認知件数は、平成15年に減少に転じて以降毎年減少し、平成30年には約82万件で戦後最少となりました（図1）。

図1

刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

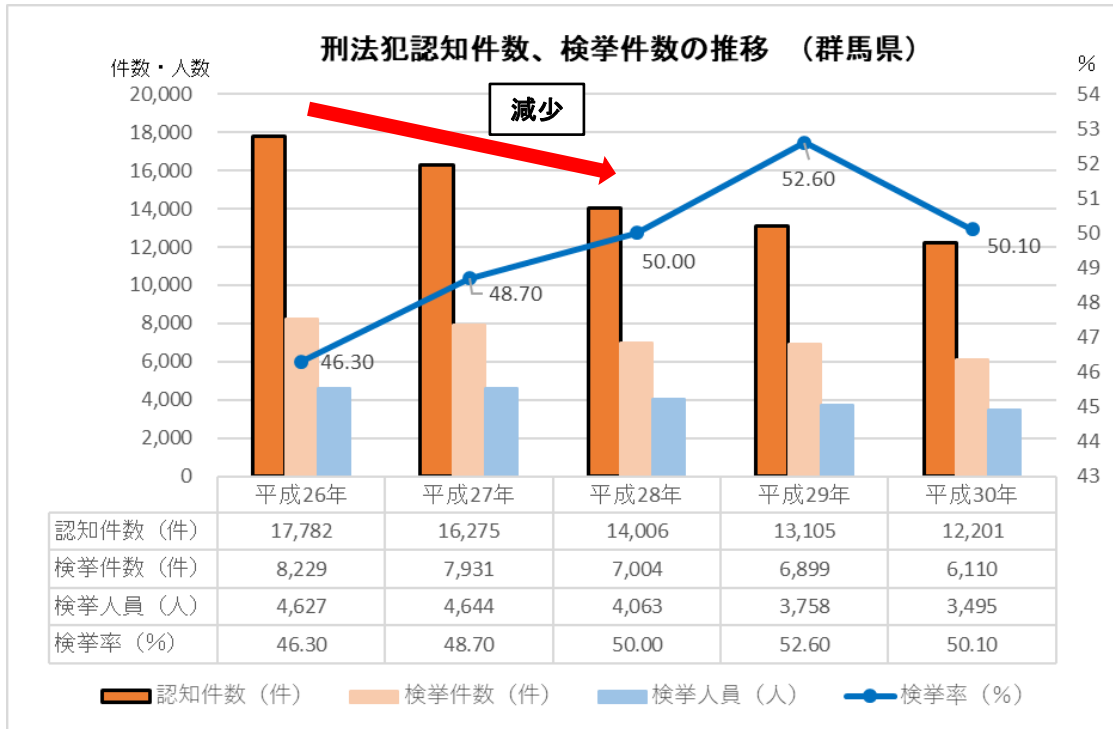


- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。  
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

出典：令和元年版犯罪白書に市が一部加筆

群馬県においても、刑法犯の認知件数の推移は、全国と同様に減少傾向にあることがわかります（図2）。

**図2**



館林警察署提供データを基に市作成

## 2 検挙人員中の再犯者の人員と再犯者率

全国の刑法犯における再犯者の人員は、平成8年以降増加し続け、平成18年には、約15万人とピークを迎えました。その後は少しずつ減少し、平成30年はピーク時と比べて32.6%減となっています。

一方で、初犯者の人員は、平成12年以降増加し続けていましたが、平成16年の約25万人をピークとしてその後は減少し続けており、平成30年はピーク時と比べて57.8%減でした。

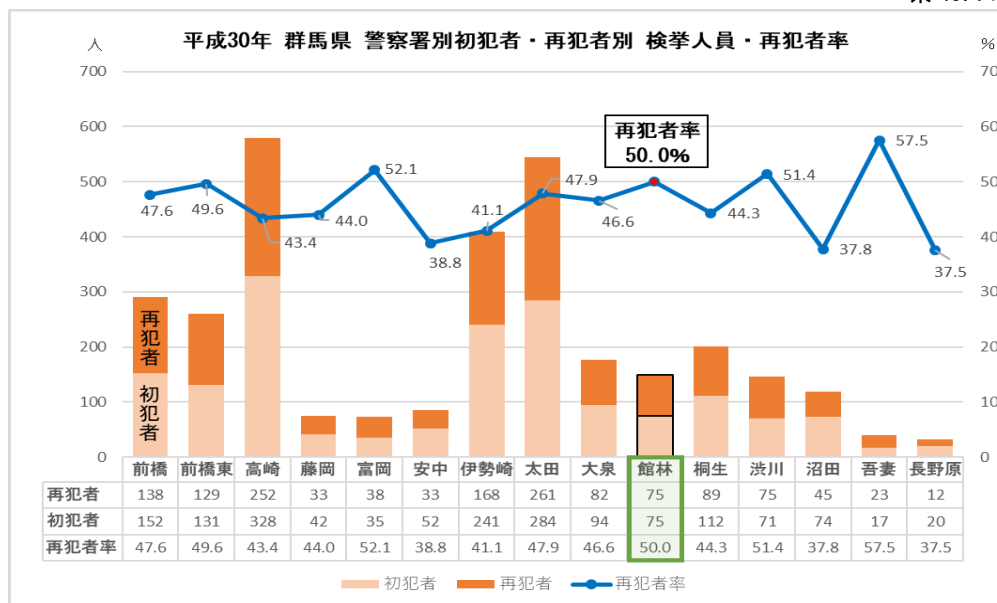
再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降一貫して上昇し続け、平成30年は平成期で最多となりました。

図3は、平成30年の群馬県における「警察署別初犯者・再犯者別 検挙人員・再犯者率」です。ここでの“館林”とは、群馬県警における管轄区域のことを指し、本市の他、邑楽郡板倉町・明和町も含まれますが、再犯者率が50.0%と県内においても高い水準にあることがわかります。

全国及び群馬県と比較すると、全国は50.5%でほぼ同水準ですが、県は45.7%であり、館林管内が4%以上、上回っていることがわかります。

図3

参考：再犯者率 国 50.5%  
県 45.7%



- 注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。  
 注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上（少年データは含まない。）  
 注3 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に前橋保護観察所が作成したもの。

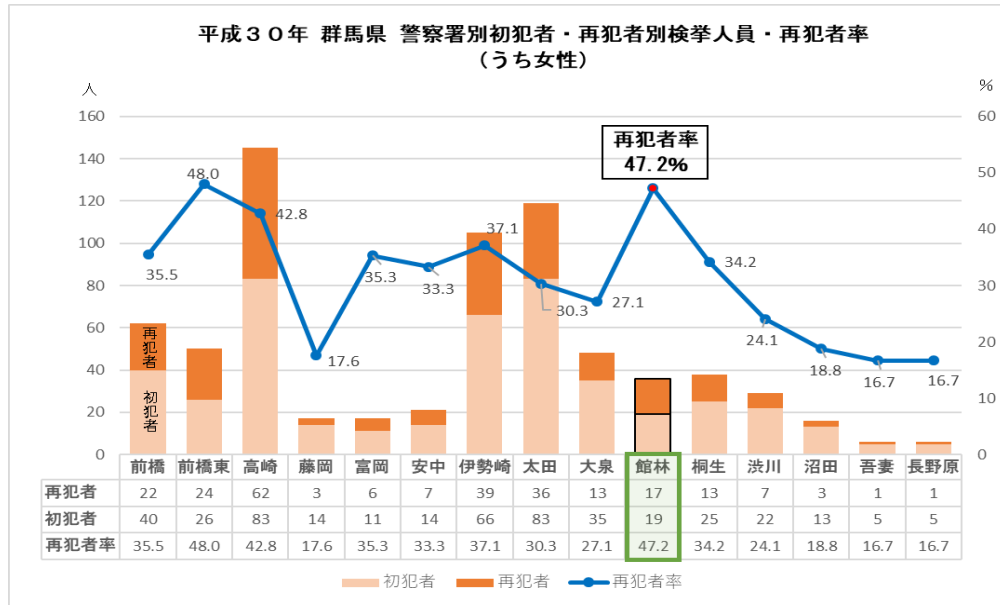
前橋保護観察所提供資料を基に市作成

また、管内の女性における再犯者率は47.2%と県内で2番目に高く、“女性の再犯者率が高い”ことが特徴であるといえます（図4）。

このことから、本市においても「再犯」を防止するための仕組み作りが重要な課題であることがわかります。

**図4**

参考：再犯者率 国 40.7%  
県 35.7%



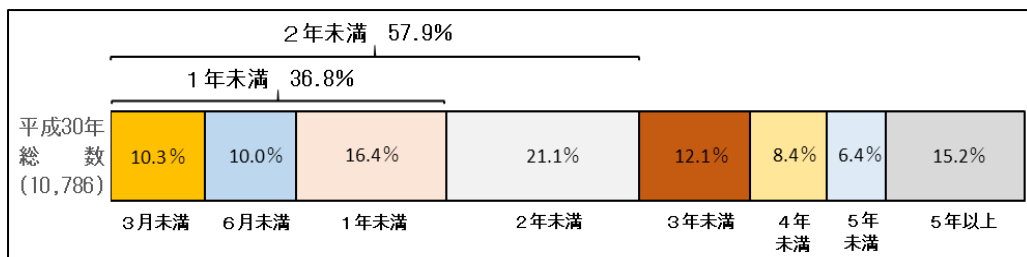
注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。  
 注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上（少年データは含まない。）  
 注3 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に前橋保護観察所が作成したもの。

前橋保護観察所提供資料を基に市作成

### 3 再入者の再犯期間

全国における再入者の再犯期間別構成比によると、平成30年では前刑出所日からわずか2年未満で再犯に至った者は57.9%と、実に6割近くを占めています。出所から1年未満で再犯に至った者は36.8%であり、3か月未満というごく短期間で再犯に至った者も10.3%いました（図5）。

**図5** 再入者の再犯期間別構成比 (H30)

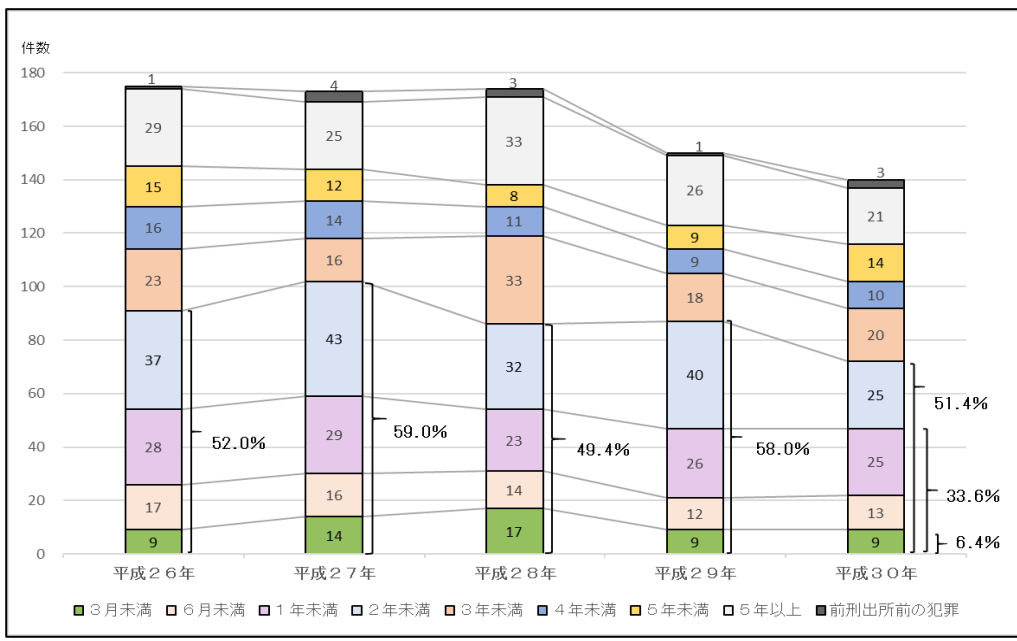


出典：令和元年版犯罪白書を基に市作成

一方、群馬県の状況として、平成26年から平成30年のいずれの年においても2年未満で再犯に至った者が半数前後を占めていることがわかります。また、平成30年においては1年未満で再犯に至った者は33.6%、3か月未満というごく短期間で再犯に至った者も6.4%おり、全国には至らないものの、一定数存在していることがわかります（図6）。

このことから、犯罪をした者等に対して、いかに早く各種支援へ適切に繋げ、安定した生活環境を整えられるかが、再犯を防止するための重要な要素の一つであるといえます。

**図6** 再入者の再犯期間（群馬県）



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
前刑出所前の犯罪	1	4	3	1	3
5年以上	29	25	33	26	21
5年未満	15	12	8	9	14
4年未満	16	14	11	9	10
3年未満	23	16	33	18	20
2年未満	37	43	32	40	25
1年未満	28	29	23	26	25
6月未満	17	16	14	12	13
3月未満	9	14	17	9	9
総数	175	173	174	150	140
2年未満の再犯率	52.0%	59.0%	49.4%	58.0%	51.4%

法務省矯正管区提供データを基に市作成

## 4 就労と住居の再犯を取り巻く状況

### (1) 就労の有無と再犯の関連性について

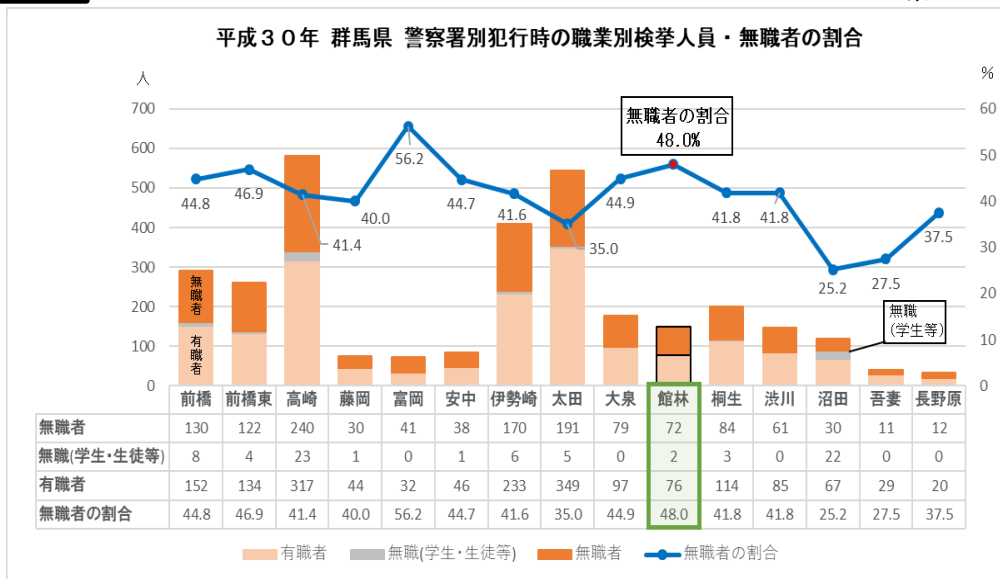
#### ① 検挙人員にみる無職者の割合

図7は、警察署別の犯行時における無職者の割合を示したグラフ（平成30年・群馬県）です。館林管内は無職者の割合が48.0%と県内で2番目に高く、国（45.9%）・県（41.2%）と比較しても高い状況にあります。

図8は女性に占める割合を示したグラフですが、63.9%であり、国（63.3%）・県（56.4%）と比較しても、やはり高い状況にあります。

図7

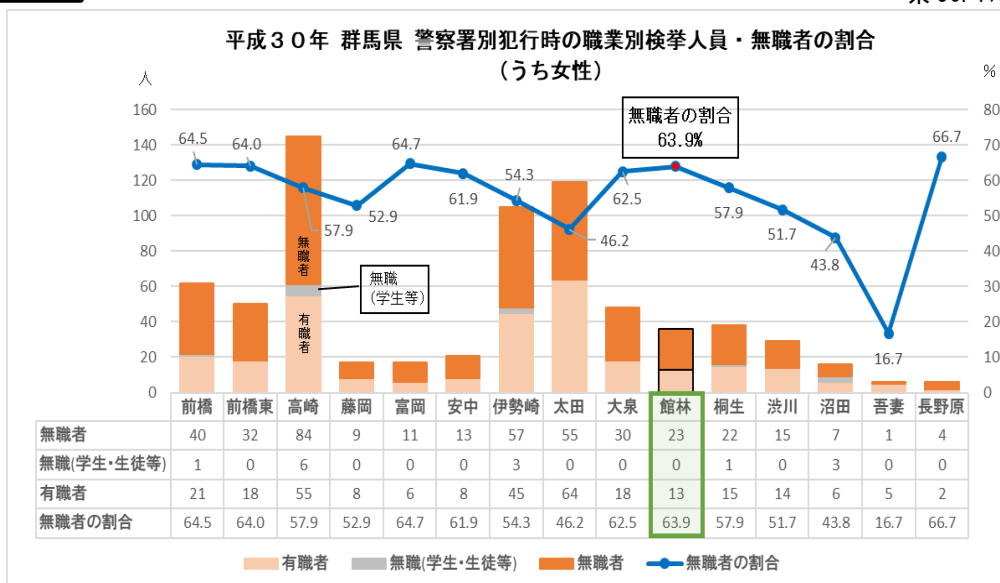
参考：無職者の割合 国 45.9%  
県 41.2%



注 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に前橋保護観察所が作成したもの（少年データは含まない。）。

図8

参考：無職者の割合 国 63.3%  
県 56.4%



注 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に前橋保護観察所が作成したもの（少年データは含まない。）。

図7・図8：前橋保護観察所提供資料に市が一部加筆

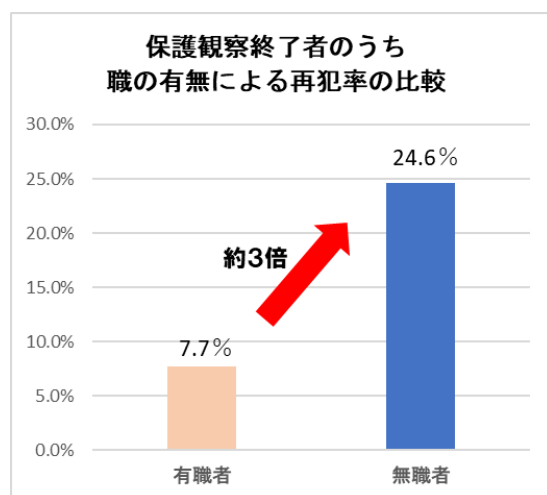
## ②不安定な就労による再犯リスク

一方、法務省調べによると、保護観察終了者のうち、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて、約3倍高いことが示されています（図9）。

就職できない理由としては、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないために円滑に進まないことが考えられます。また、就職できたとしても、社会人に必要なマナーや対人関係の形成・維持能力を身に付けていないこと、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことなどにより、離職してしまうケースが考えられ、こうした“不安定な就労”が再犯リスクの一つとなっています。

このように、職の有無と再犯には密接な関係があり、再犯を防止する観点でも、保護観察対象者等の就労支援が重要な課題であるといえます。

図9



平成26年～平成30年 法務省調査を基に市作成

## ③協力雇用主の現状と課題

こうした状況の中、平成30年における全国の協力雇用主数は20,704で、実際に雇用している協力雇用主数は887、雇用されている刑務所出所者等数は1,465人で、いずれも増加傾向にあります。

本市を含む館林邑楽地区では、令和2年12月末時点で「館林邑楽更生保護協力事業主会」に72社が登録しています。登録者は年々増加していますが、建設業が多い傾向にあり、対象者のニーズに合うとは限らず、女性を受け入れる事業所も少ないため、実際に雇用している協力事業主登録数に対する割合は決して多くない状況です。また、雇用先の再犯防止に対する理解不足や偏見などによる短期間での離職や雇用者とのトラブル等のリスクに伴う協力雇用主の不安感や負担といった課題もあります。「対象者への就労に向けた支援」と「協力雇用主への活動支援」の両輪を推し進めつつ、より一層の就労先の受け皿確保に努めていく必要があります。

## (2) 住居の有無と再犯の関連性について

### ①現状

刑務所出所時における帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であるといえます。

ところが、全国における刑務所満期出所者のうち、約4割の者が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており（図10）、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっています。

**図10** 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（H30）

満期釈放者数	満期釈放者で 帰住先がない者	割合
8,523人	3,628人	42.6%

平成30年矯正統計年報を基に市作成

### ②再入者にみる住居不定者の占める割合

また、平成30年の「入所受刑者の居住状況別構成比」によると、全国の再入者のうち21.9%が住居不定の者でした。

男女別で見ると、男性再入者のうち23.0%、女性再入者のうち8.7%が住居不定の者であり、共に初入者と比べて再入者の方が住居不定の者の占める比率が高いことがわかります（図11）。

**図11** 入所受刑者の居住状況別構成比（H30）



※犯行時の居住状況による  
※（ ）内は実人員

出典：令和元年版犯罪白書より一部抜粋し、市が一部加筆

### ③住居を確保する意義

以上のことから、満期出所者における住居確保の難しさが推察されるとともに、帰住先のない者が早期で再犯に陥りやすいことがわかります。

そのため、生活の基盤となる住居を確保することは、「犯罪をした者等の円滑な社会復帰」と「再犯防止」の両側面において、欠かすことができない重要な課題であるといえます。

## 5 高齢者の再犯を取り巻く状況

### ①高齢者犯罪の現状

令和元年版犯罪白書によると、全国の刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者の検挙人員は平成20年にピークを迎え、その後は高止まりの状況にあります。このうち70歳以上が7割を占めていることが特徴的といえます。

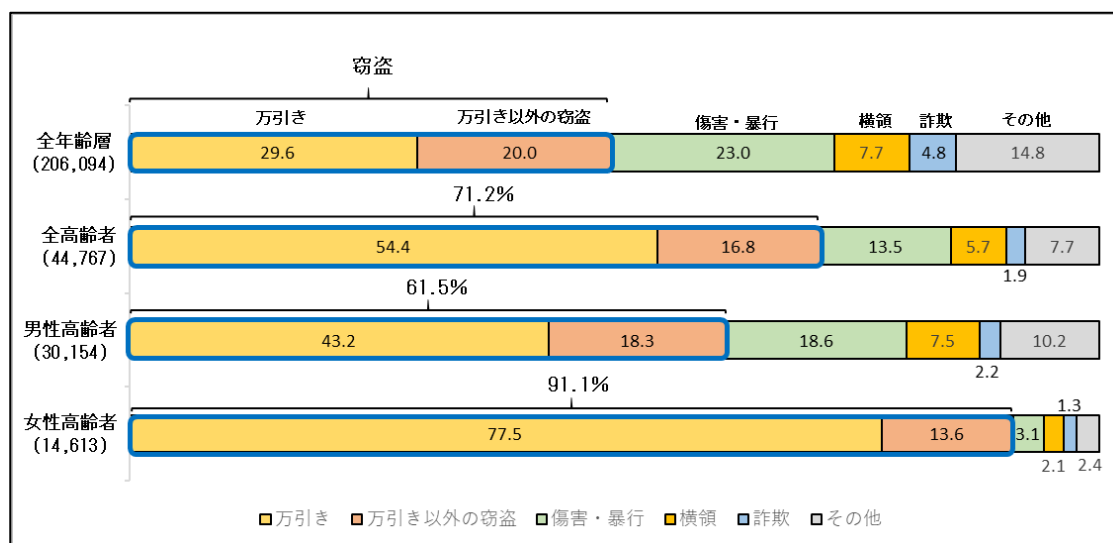
これに関連する高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることもあり、ほぼ一貫して上昇し、平成30年は21.7%、女性に占める割合では、33.9%でした。

- ◆特徴1： 65歳以上の高齢者犯罪 → 70歳以上が7割を占める
- ◆特徴2： 全体に占める高齢者率 → ほぼ一貫して上昇傾向

また、全高齢者の検挙人員の罪名別構成比をみると、全体の約7割が窃盗であり、その大部分を万引きが占めています。

女性のみに焦点を当てると、万引きを含む窃盗が約9割と大半を占めており、“高齢者による万引きを中心とした窃盗”が目立ちます（図12）。

**図12** 全高齢者の検挙人員の罪名別構成比（H30）



出典：令和元年版犯罪白書を基に市作成

なお、東京都「高齢者による万引きに関する報告書」(平成29年)では、高齢者による万引きの主な要因として、以下の3つを指摘しています。

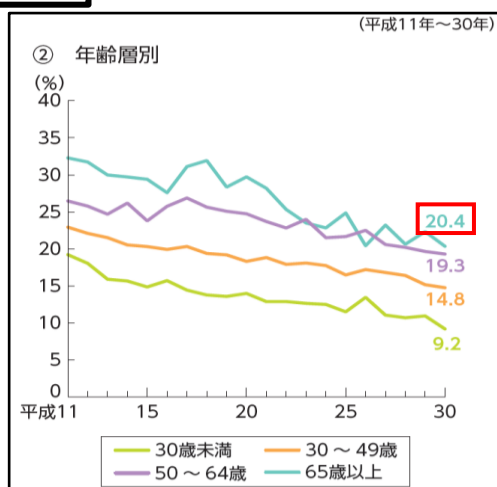
- ① 社会関係性の希薄化
- ② 体力・認知機能の低下
- ③ ストレス耐性の弱さ

このように、高齢者の万引きにはいくつかの要因があり、これらを踏まえて的確なアプローチ・支援をしていくことで、高齢者犯罪に歯止めをかける必要があります。

## ②短期間での再犯

このような中、出所受刑者の2年以内再入率の推移において、平成30年では65歳以上の高齢者が20.4%と全世代の中で最も高い割合となっています(図13)。また、法務省研究部報告によると、前刑満期釈放者で2年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約半数が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っていることが指摘されています。

図13 出所受刑者の2年以内再入率の推移



出典：令和2年版犯罪白書より一部抜粋し、市が一部加筆

## ③県内にみる本市の現状

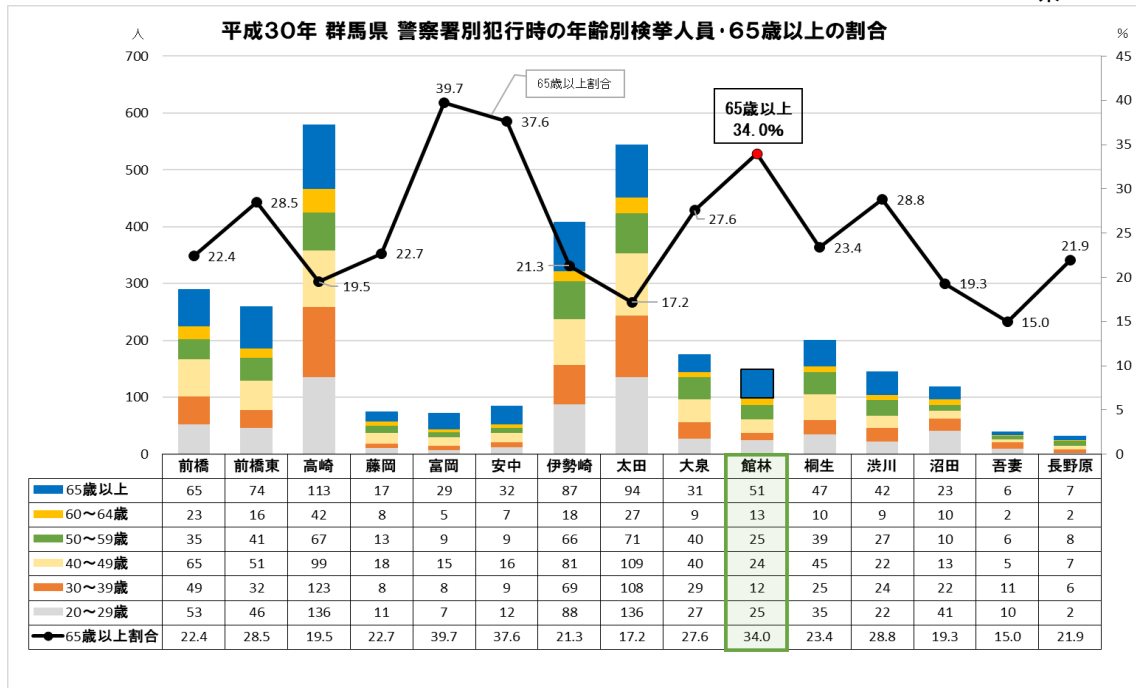
一方、群馬県内における館林管内の状況を見ると、検挙人員に占める65歳以上の高齢者の割合は、国が24.6%、県が22.6%であるのに対して、本市は34.0%とかなり高い割合であることがわかります(図14)。

さらに女性のみをみると、国が36.8%、県が30.9%であるのに対し、本市は50.0%と、県内でもかなり高い水準にあることがわかります(図15)。

これらのことから、地域を巻き込んだ高齢者の孤立防止や健康維持に向けた、さまざまな取組が必要とされています。

図 14

参考：65歳以上の割合 国 24.6%  
県 22.6%

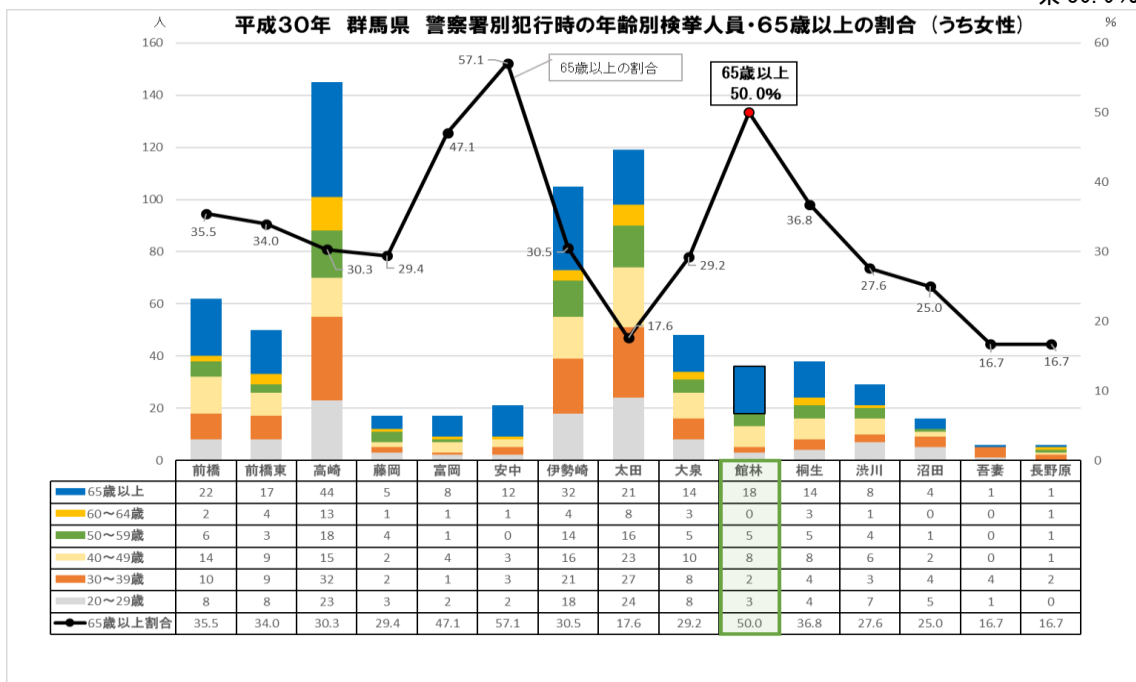


注 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に前橋保護観察所が作成したもの(少年データは含まない。)

出典：前橋保護観察所提供資料に市が一部加筆

図 15

参考：65歳以上の割合 国 36.8%  
県 30.9%



注 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に前橋保護観察所が作成したもの(少年データは含まない。)

出典：前橋保護観察所提供資料に市が一部加筆

## 6 薬物犯罪を取り巻く状況

平成 30 年における全国の薬物事犯の検挙人員のうち、約 7 割が覚醒剤事犯、2 割強が大麻事犯とその大半を占めます。

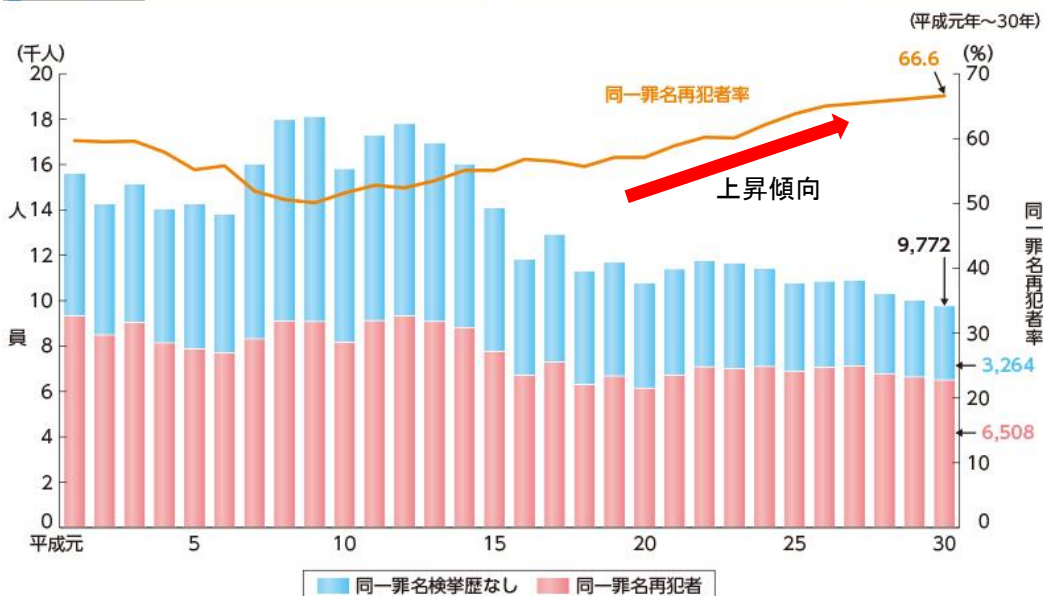
図 16 は、覚醒剤取締法違反における同一罪名再犯者人員等の推移です。同一罪名再犯者率をみると、平成 10 年以降は上昇傾向にあり、平成 30 年には平成期で最も高い 66.6% となりました。これは他の薬物と比べても高いことから、覚醒剤がとりわけ強い依存性を有しており、好奇心や興味本位などで始めた結果、継続的な乱用に陥ってしまう傾向にあることが推察されます。

また、大麻においては近年、検挙人員が急激に増加しており、平成 30 年は平成 26 年に比べてほぼ倍増しました。若年層だけでなく、30 代及び 40 代でも増加していることが特徴の一つとして挙げられます。加えて、再犯者の割合も上昇傾向にあり、覚醒剤と同様、再犯者率の上昇に拍車をかけています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合もあるため、回復に向けた治療・支援や、そもそも薬物に関わらないよう、薬物乱用防止活動を推進していくことが重要です。

図 16

覚醒剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

3 「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいう。

4 「同一罪名再犯者率」は、覚醒剤取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和元年版犯罪白書に市が一部加筆

## 7 少年非行を取り巻く状況

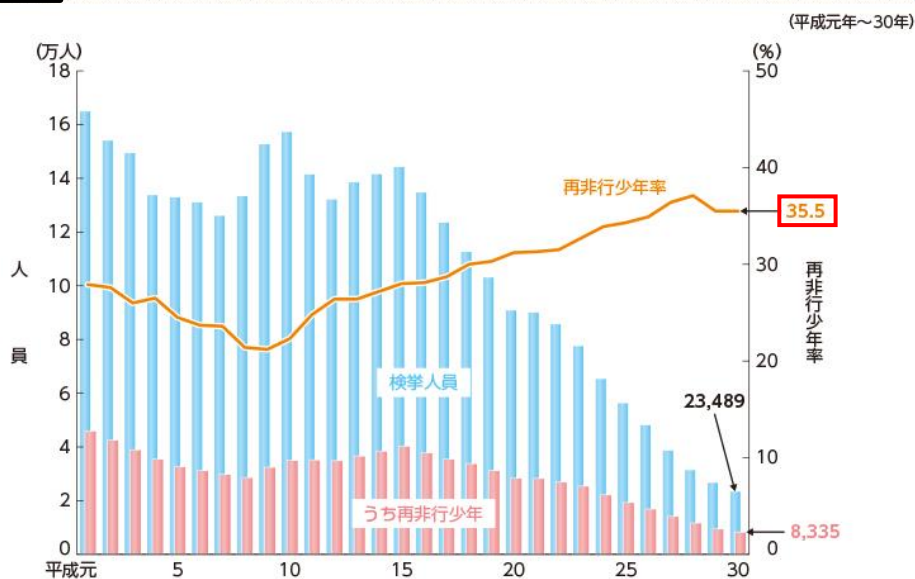
### ①少年非行の現状

全国の少年による刑法犯の検挙人員と再非行少年の検挙人員数は、ともに減少傾向にあります。しかしながら初犯者の減少もあり、平成30年における再非行少年率は35.5%となっています（図17）。

また、全国の少年院入院者数は、平成12年に平成期のピークを迎えた後は減少傾向にあります。

図17

少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。  
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

出典：令和元年版犯罪白書に市が一部加筆

このように、少年非行における各種人員・少年院入院者数は、いずれも減少傾向にあります。県の再犯防止推進計画によると、子ども・若者を取り巻く環境は、以下のような状況にあります。

- ①ニートやひきこもりなど、若者の自立を巡る現状が深刻化している。
- ②児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫等依然として厳しい。
- ③子ども・若者の抱える困難は、複数の困難が複雑に絡み合っている。

こうした状況にあることを認識しつつ、非行や再非行の減少に向けて取り組む必要があります。

## ②県内における少年院入院者の特徴

一方、県内における少年院入院者も全国と同様で減少傾向にあり、平成 30 年は 26 人で、平成 26 年の 59 人と比べてほぼ半減しています。

平成 26 年～平成 30 年の 5 年間ににおける県内少年院入院者について調べると、表 1 のような傾向がみられました。特に、年齢は 17 歳及び 18 歳で約半数を占めていることや、教育程度は中学校卒業及び高等学校中退者が 7 割以上おり、十分な養育を受けられていない恐れがあることなどがわかります。

また、家庭環境も少なからず影響しているものと推察されます。

共犯数については、単独に次いで“4人以上での非行”が一定数おり、不良集団や遊び仲間といったグループでの非行が目立ちます。

最も特徴的なのは、2年以内に再非行に至る者が約7割存在することです。1年以内でも約5割、6か月以内でも約3割と一定数おり、短期間で再非行に至るケースが見受けられます。

以上のことから、非行は、家庭・学校・地域の問題が複雑に絡み合って発生しており、学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、継続的な見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動等に取り組む必要があるといえます。

**表 1** 群馬県の少年院入院者の状況にみる特徴（H26～H30）

項 目	特 徴
年齢別	17 歳(26.0%)と 18 歳(27.9%)で約半数を占める
教育程度別	中学校卒業(43.4%)と高等学校中退(30.6%)で7割以上を占める
家庭環境	保護者は「実母」が 35.2%で最も多く、家庭の生活程度は「貧困」が約 2割存在する。被虐待経験として「身体的」が3割程度を占める
非行名	「傷害」と「窃盗」が共に 25.1%で最も多く、次いで「詐欺」が 9.1%
非行時の身上	1号観察中(家庭裁判所から保護観察処分を受けた者)が 39.3%で最も多く、2号観察中(少年院仮退院者)は 21.5%
不良集団関係	暴走族が 44.3%で最多。地域不良集団(7.8%)と合わせると約半数を占める
共犯	共犯数は「単独」が 37.0%で最多だが、次いで「4人以上」が 27.4% 共犯種類は「不良集団」が 33.3%、「遊び仲間」が 18.3%を占める
再非行までの期間	「2年以内」→71.2%、「1年以内」→49.8%、「6月以内」→31.1% 短期間での再非行が目立つ

矯正管区提供データを基に市作成

## 第3章 関連する施策の展開

### I 就労・住居の確保による支援

#### (1) 就労の確保による支援

保護観察終了者のうち仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者のそれと比べて約3倍高い状況であり、また、“不安定な就労”が再犯のリスクを高める要因の一つとなっている状況があります。

こうした状況を踏まえ、関係機関等と協力しつつ、安定的な就労の確保に向けた取組を進めていきます。

#### 【市における取組】

<b>生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度による支援</b>
生活に困っているかたの様々な問題について相談を受けるとともに、本人の状況に応じて寄り添い、自立した生活を営めるよう、就労の確保などに関する相談や支援を行います。
社会福祉課
<b>高齢者の生きがい就労支援</b>
高齢者が就労を通じて社会の一員としての生きがいを感じられるよう、シルバー人材センターと連携し雇用機会の創出に努めます。
高齢者支援課
<b>協力雇用主への級別格付けの加点措置</b>
保護観察所に協力雇用主として登録している場合及び協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合は、それぞれ建設工事の級別格付けの加点対象とします。
契約検査課

#### 【国・県・その他団体での取組】

<b>協力雇用主の登録を行った事業所への支援</b>
協力雇用主の登録を行った事業所に対して、刑務所出所者等就労奨励金や身元保証システムなどの支援を行います。
前橋保護観察所
<b>個別の労働紛争等に関する対応</b>
協力雇用主と雇用された刑務所出所者等のトラブル解決のため、個別労働紛争解決制度を活用したサポートをします。
群馬労働局

<p><b>刑務所出所者等就労支援事業を活用した支援</b></p> <p>刑務所出所者等就労支援事業として、懲役受刑者・禁固受刑者・少年院・更生緊急保護対象者の就労支援を更生保護機関と連携して実施します。</p> <p style="text-align: right;">館林公共職業安定所</p>
<p><b>各種就労支援の実施</b></p> <p>保護観察所と連携し協力雇用主の開拓、刑務所出所者等を雇用する企業への助成、雇用継続のための相談支援や研修、刑務所出所者等の求職活動や就労自立支援等を行います。</p> <p style="text-align: right;">群馬県就労支援事業者機構</p>
<p><b>個々の実情に応じた職業相談・職業紹介の実施</b></p> <p>群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）、ジョブカフェ・マザーズ、群馬県シニア就業支援センターを設置し、若者・女性・中高年齢者等の個々の実情に応じた職業相談・職業紹介を実施します。</p> <p style="text-align: right;">群馬県</p>
<p><b>保護観察所等と連携した就労支援の充実</b></p> <p>刑務所出所者等からの相談があった場合、前橋保護観察所等と連携し、個々の実情に応じた就労支援に努めます。</p> <p style="text-align: right;">群馬県</p>
<p><b>各企業に対する広報・啓発の推進</b></p> <p>刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じて周知するほか、企業向け研修会を群馬労働局との共催により開催します。</p> <p style="text-align: right;">群馬県</p>
<p><b>保護観察所等と連携した広報・啓発の推進</b></p> <p>前橋保護観察所や前橋刑務所等と連携し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。</p> <p style="text-align: right;">群馬県</p>
<p><b>離職者等再就職訓練の実施</b></p> <p>離職した人の早期の再就職を支援するため、職業訓練及び就職支援を民間の教育機関や企業等に委託し実施しています。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">群馬県</p>
<p><b>障がいのある人に対する就労支援の活用</b></p> <p>障がいのある人の職業能力開発機会の拡充を図り、就労を促進するため、職業訓練を民間の教育機関や企業等に委託し実施しています。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">群馬県</p>

<b>協力雇用主への入札参加資格審査における加点</b>
県が発注する建設工事競争入札参加資格審査において、自立更生支援活動を行った建設業者に対して加点を行います。
群馬県
<b>協力雇用主等に対する表彰</b>
協力雇用主や、犯罪や非行をした人たちの雇用に貢献している企業に対する表彰及びその広報等に取り組みます。
群馬県
<b>事業主会と連携した就労支援</b>
保護観察対象者との面接の際に、就労先の希望等を確認する中で、事業主会に適合する事業所がある場合、館林邑楽更生保護協力事業主会と連携してその事業所を紹介します。
館林邑楽保護区保護司会
<b>就労に係る受け皿の確保</b>
高齢者や障がい者等も就労可能な幅広い業種の受け皿を確保するため、犯罪者の背景にある諸事情への理解や支援を啓発しつつ、保護司会や保護観察所等と連携を図りながら、事業主会への登録の呼びかけを行います。
館林邑楽更生保護協力事業主会

## (2) 住居の確保による支援

刑務所満期出所者のうち、約4割が帰住先の確保がされないまま出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、生活の基盤となる住居の確保について、関係機関等と協力しつつ、支援を進めていきます。

### 【市における取組】

<b>市営住宅への入居</b>
犯罪をした者等においても、入居条件等について劣らないよう、他の入居希望者と平等な機会とします。
建築課
<b>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の紹介</b>
県において登録された、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を紹介します。
建築課

<b>住居確保給付金</b>
離職・廃業・休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額（上限有り）を支給します。
社会福祉課

<b>養護老人ホームへの入所措置</b>
生活環境や経済的な理由により養護を必要とする高齢者の入所を措置するにあたり、他の入所希望者と平等な機会とします。
高齢者支援課

**【国・県・その他団体での取組】**

<b>帰住先がない者への住居や食事の提供</b>
保護観察所から委託を受けている更生保護施設や同観察所に登録のある県内12か所の自立準備ホーム（令和2年9月現在）が、親族・知人等の支援が得られない者について、一定期間住居と食事の提供を行います。
前橋保護観察所

<b>児童養護施設等退所者に対する自立支援の充実</b>
社会的養護自立支援事業において、児童養護施設等を退所した者で特に支援が必要と認められる者に、生活相談や就労相談に応じるほか、居住費や生活費を支給し、支援します。
群馬県

<b>賃貸住宅の供給の促進</b>
群馬県居住支援協議会を通じて、不動産業者の協力の下、保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組みます。
群馬県

<b>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の周知</b>
住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進のため、制度周知等に取り組みます。
群馬県

<b>生活環境調整の配慮</b>
保護観察対象者の引受人や帰住先が、相応しい人物や住居であるかの確認は重要であるため、生活環境調整（刑務所等の矯正施設を出た後の住居や引受人の調整）について特に配慮します。
館林邑楽保護区保護司会

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### (1) 高齢者や障がい者等、それぞれの特性に応じた支援

刑法犯で検挙される65歳以上の高齢者は、2年以内に再び刑務所へ入所する割合が全世代の中で最も高いほか、2年以内に再び刑務所へ入所した高齢者のうち、約半数が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている現状があります。また、法務省法務総合研究所研究部報告によると、知的障がいのある受刑者は、全般的に再犯に至るまでの期間が短い傾向があることが明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、地域社会に復帰し、自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービス等の適切な支援につなげていくため、それぞれの特性に応じた支援を進めていきます。

### 【市における取組】

#### 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による総合相談・支援業務

市内4か所に高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を設置しており、介護・予防・医療・生活支援・住まいなど、総合的な相談・支援を行います。

高齢者支援課

#### 高齢者や障がい者の虐待防止と権利擁護体制の充実

本人や家族、介護事業所等からの相談に対し、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めています。また、高齢者や障がい者の権利が守られるように、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援や制度の周知を図るとともに、市民後見人の養成にも取り組みます。

高齢者支援課、社会福祉課

#### 認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識の普及啓発をし、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を養成するとともに、医療・介護・福祉等の関係機関の連携を強化し、認知症高齢者等への早期対応及び適時・適切な支援が受けられるよう、支援体制の充実に図ります。

高齢者支援課

#### 群馬県指定「認知症疾患医療センター」の設置

急速な高齢化の進展に伴い、今後認知症疾患の増加が見込まれることから、市内に認知症疾患医療センターを設置し、認知症に関する医療相談や早期診断・早期治療に努めます。

高齢者支援課

#### ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実

民生委員・地域包括支援センター等と連携し、見守り活動を実施します。

高齢者支援課

<b>自立支援に向けた介護予防事業の推進</b>
介護予防・日常生活支援総合事業により、介護予防と日常生活の自立を目指して、いつまでも元気に自分らしく生活ができるよう支援していきます。
高齢者支援課
<b>館林市障がい者総合支援センターの運営</b>
障がいをもつ子どもから大人まで、それぞれの有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、適切なサービスの提供を目指します。
社会福祉課
<b>障がい福祉サービス享受による犯罪の未然防止</b>
保護司会等関係機関との連携のなかで、対象者に障がい疑われる場合、知的障がい等の認定に伴う手帳の交付により障がい福祉サービス等を受けていただくことで、対象者本人の生活支援と犯罪の未然防止に繋がります。
社会福祉課
<b>館林市発達障がい者支援市民講演会</b>
発達障がいへの理解を深めることを目的に、同講演会を開催し、広く啓発します。
社会福祉課
<b>国民健康保険税の減免</b>
少年院への収容や刑事施設への拘禁により療養の給付等の制限を受けている期間の国民健康保険税を減免します。
保険年金課
<b>児童虐待防止の啓発</b>
児童虐待問題に対する理解を深め、主体的な関わりを持てるよう、児童虐待防止推進月間（11月）にオレンジリボン等による啓発活動を実施します。
こども福祉課
<b>家庭児童相談室</b>
0歳から18歳までの児童とその保護者を対象に、専門の相談員が相談を受け付けます。
こども福祉課
<b>女性相談員による相談</b>
DVや夫婦関係等に関する女性からのさまざまな相談を女性相談員が受け付けます。
こども福祉課

## 【国・県・その他団体での取組】

<b>地域生活定着促進事業による福祉サービス享受のための支援</b>
地域生活定着支援センターにて、高齢または障がいのある受刑者に対して特別調整を実施し、釈放後の居住地を確保します。また、起訴猶予等により刑事処分を受けずに釈放された者への福祉支援に繋がります。
厚生労働省、群馬県、群馬県地域生活定着支援センター
<b>自主研修等の実施</b>
高齢または障がいのある保護観察対象者への対応方法について、自主研修等を通して保護司間で共有し、その一助とします。
館林邑楽保護区保護司会
<b>高齢や障がいをもつ保護観察対象者への支援向上</b>
保護司が高齢又は発達障がい等の障がいをもつ保護観察対象者を担当する際、心情に寄り添った接し方などを学ぶため、福祉サービス事業所への施設参観や研修会の実施等について検討します。
館林邑楽保護区保護司会
<b>ふくし総合相談窓口</b>
子どもから高齢者まで、障がい、介護など福祉に関するさまざまな困りごとや悩みごとについて受け止め、必要な情報・支援が必要とするかたへ繋がるように支援します。
館林市社会福祉協議会
<b>日常生活自立支援事業による支援</b>
判断能力が不十分なかた（高齢者や障がい者、薬物依存者等）が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業の一環で、日常的な金銭管理の支援をします。
館林市社会福祉協議会
<b>子どもの総合相談窓口</b>
子どもに関する相談全般に対応します。必要な情報・支援が必要とするかたへ繋がるように支援します。
館林市社会福祉協議会
<b>生活困窮者救済事業による支援</b>
市内に居住する生活困窮者に対して、一時的に食料提供や必要物品の援助を行います。
館林市社会福祉協議会

## (2) 薬物依存者への支援

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物乱用防止活動の推進や、薬物依存者への各種支援などについて、啓発活動や関連機関との連携等を進めていきます。

### 【市における取組】

薬物乱用防止の啓発	
市ホームページ等にて、薬物乱用防止の啓発を実施します。	
	健康推進課

### 【国・県・その他団体での取組】

薬物依存症のある保護観察対象者への各種支援	
「薬物再乱用防止プログラム」に基づく指導や刑務所在所者の家族等を対象とした「引受人会」の実施、群馬県こころの健康センターや県内の薬物回復訓練施設との連携を通じた相談支援体制の構築など、各種支援を実施します。	
	前橋保護観察所

薬物乱用防止教室の開催	
管内（館林市・邑楽郡）の小中学校の児童・生徒に対して、薬物乱用の状況・乱用薬物の理解・健康への弊害等、薬物乱用防止のための対策・取り組み等について講義を実施します。	
	館林保健福祉事務所

自主研修等の実施	
薬物依存者への保護観察の対応方法について、自主研修等を通して保護司間で共有し、その一助としています。	
	館林邑楽保護区保護司会

青少年健全育成に向けた啓発活動	
地区内の青少年育成団体などと協力し、薬物乱用防止等、青少年の健全育成に向けた啓発活動を実施します。	
	館林邑楽地区更生保護女性会

### 3 地域の犯罪や非行の防止及び学校等と連携した修学支援

#### (1) 地域の犯罪や非行の防止

群馬県の少年院入院者の状況にみる特徴として、4人以上での犯罪が、単独犯に次いで27.4%と高く、不良集団や遊び仲間など、不良交友での共犯が合わせて5割を超える状況であり、再非行までの期間が2年以内で71.2%と高く、短期間で再非行に至るケースが目立つ状況です。また、子どもや若者の抱える困難は、家庭や学校、地域の問題などが複数に絡み合っており、それが非行へとつながる現状があります。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域の関係機関・団体が連携して、継続的な見守りや非行の未然防止のための活動についての取組を進めていきます。

#### 【市における取組】

<b>適応指導教室「ふれあい学級」の運営</b>
不登校の状態を示す児童生徒の悩みや不安を軽減し、自主性・自律性・社会性・耐性等の発達を援助するとともに、在籍校や保護者との連携を図りながら個に応じて段階的に支援し、児童生徒の社会生活への適応を目指します。
学校教育課
<b>青少年の成長にふさわしい育成環境づくりの推進</b>
青少年育成推進員及び青少年センター補導員による地域巡回パトロールを実施します。
生涯学習課
<b>館林市防犯協会（行政区）によるパトロール</b>
行政区単位で、定期的なパトロールを実施します。
安全安心課
<b>市職員による防犯パトロールの実施</b>
犯罪の未然防止や子どもの安全確保、地域の犯罪抑止機能の向上等を目的に、下校時の市内小学校周辺を中心にパトロールを実施します。
安全安心課
<b>市防犯灯設置の推進</b>
犯罪等を誘発する要因を排除し、夜間における安全性を高めるため、行政区と連携した防犯灯の設置を推進します。
安全安心課

【国・県・その他団体での取組】

<b>地域における非行の未然防止のための支援</b>
警察本部、前橋少年鑑別所、前橋保護観察所及び群馬労働局と連携し、子どもの居場所づくりや子ども・保護者・学校関係者等への相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進など、非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。
群馬県
<b>「上州くん安全・安心メール」の配信</b>
不審者情報や特殊詐欺の被害防止に関する情報等を配信します。
館林警察署
<b>薬物乱用防止教室の開催（再掲）</b>
管内（館林市・邑楽郡）の小中学校の児童・生徒に対して、薬物乱用の状況・乱用薬物の理解・健康への弊害等、薬物乱用防止のための対策・取り組み等について講義を実施します。
館林保健福祉事務所
<b>生活支援体制整備事業による地域の助け合い</b>
地域内の課題に対して、必要に応じた課題解決のための地域福祉活動推進会議を設置し、地域共生社会の実現を目指します。
館林市社会福祉協議会
<b>“社会を明るくする運動” 作文の依頼</b>
保護区内の中学校へ当該作文の依頼をすることで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えるためのきっかけづくりに努めます。
館林邑楽保護区保護司会
<b>青少年健全育成に向けた啓発活動（再掲）</b>
地区内の青少年育成団体などと協力し、薬物乱用防止等、青少年の健全育成に向けた啓発活動を実施します。
館林邑楽地区更生保護女性会

## (2) 学校等と連携した修学支援

群馬県の少年院入院者の状況に見る特徴として、中学校卒業及び高等学校中退者が7割以上を占めており、十分な養育を受けられていない恐れがあることがわかります。

こうした状況を踏まえ、学校等と連携した修学支援についての取組を進めていきます。

### 【市における取組】

<b>「心の教室相談員」配置事業</b>
生徒たちが悩み等を気軽に相談できる「心の教室相談員」を市内全中学校に配置し、生徒が心にゆとりをもてるような相談環境を提供し、不登校等の問題行動の解決及び未然防止、早期発見、早期対応を図ります。
学校教育課
<b>小規模特認校（第四小学校）の実施</b>
児童一人一人に対して目の行き届いた教育や指導を行うとともに、体験的な学習を数多く取り入れた特色のある教育活動を行います。また、市内全域からの就学を可能とし、年度途中の転入学にも対応します。
学校教育課

### 【国・県・その他団体での取組】

<b>少年院における高等学校卒業程度認定試験の実施</b>
少年院では、修学支援として、施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しています。
法務省
<b>学校における適切な指導等の実施</b>
県立高等学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向など不安や悩みを抱える生徒等に対応します。また、警察本部等と連携し、非行防止・薬物乱用防止教育の充実を図ります。
群馬県
<b>地域における非行の未然防止のための支援</b>
高等学校中退などで学校を離れることとなった者が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるように支援します。また、進みたい道がわからない場合には、支援員が訪問して相談に応じる伴走支援を行います。
群馬県、群馬県子ども・若者支援協議会

## 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者の活動支援

再犯の防止等の取組は、地域において犯罪をした者等の更生を支える保護司会、更生保護女性会といった多くの民間ボランティアの協力により支えられています。こうした民間協力者は、再犯防止には欠かせない存在である一方、担い手の高齢化とそれに伴う“なり手の確保”が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、民間協力者の活動支援を進めていきます。

#### 【市における取組】

<b>市内更生保護関係団体への支援</b>
更生保護活動の促進に寄与することを目的として、犯罪や非行をした人の立ち直りや犯罪の予防活動などに積極的に取り組んでいる保護司会や更生保護女性会へ補助金を交付します。
社会福祉課
<b>更生保護サポートセンターに対する貸付料減免</b>
市有施設に開設する更生保護サポートセンターについて貸付料を減免し、活動を支援します。
社会福祉課
<b>協力雇用主への級別格付けの加点措置</b>
事業者の社会貢献への意欲を高めるため、犯罪をした者等を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を建設工事の級別格付けにおいて加点評価します。
契約検査課

#### 【国・県・その他団体での取組】

<b>新任保護司候補の確保への取組</b>
群馬県保護司会連合会とともに「保護司の安定的確保のための10のアクションプラン実施に向けた群馬県内の取組について」を策定し、本アクションプランに基づき新任保護司候補の確保に取り組みます。
前橋保護観察所、館林邑楽保護区保護司会

## (2) 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。しかしながら、再犯防止等に関する民間協力者による活動や施策は、市民にとって必ずしも身近なものではなく、十分に認知されているとは言えません。

そのため、これら活動等について広く市民へ認知していただけるよう、広報・啓発活動を進めていきます。

### 【市における取組】

<b>“社会を明るくする運動”の実施</b>
犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、再犯防止啓発月間である“社会を明るくする運動”強調月間（7月）に合わせて広報・啓発活動を行います。
社会福祉課
<b>人権意識の高揚</b>
人権に関するさまざまなテーマに基づき「館林市人権尊重都市宣言記念講演会」を実施します。
市民協働課

### 【国・県・その他団体での取組】

<b>薬物乱用防止に係る啓発活動</b>
薬物乱用防止指導員や更生保護女性会等で構成する『「ダメ。ゼッタイ。」運動館林邑楽地区推進連絡会議』の補佐を行い、構成員への研修会設営や、国際麻薬乱用撲滅デーや館林まつりにおける市民等に対する啓発活動を行います。
館林保健福祉事務所
<b>“社会を明るくする運動”作文の依頼（再掲）</b>
保護区内の中学校へ当該作文の依頼をすることで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えるためのきっかけづくりに努めます。
館林邑楽保護区保護司会
<b>“社会を明るくする運動”の広報・啓発活動</b>
各団体が協力し、「館林まつり」での啓発パレードの実施や、パレードへの参加呼びかけなどを行うことにより、“社会を明るくする運動”についての広報・啓発を行います。
館林邑楽保護区保護司会、館林邑楽地区更生保護女性会、館林邑楽更生保護協力事業主会

<b>社会貢献活動の実施</b>
<p>犯罪や非行をした人の更生を目的に、社会貢献活動（清掃活動や散歩道脇の花壇への植栽活動等）を実施します。</p>
館林邑楽保護区保護司会
<b>社会貢献活動の実施</b>
<p>実施する清掃活動や散歩道脇の花壇への植栽活動等の際に、昼食づくりをして対象者に振る舞うなど、保護司会と協力して社会貢献活動を実施します。</p>
館林邑楽地区更生保護女性会
<b>サポートセンター便りの発行</b>
<p>サポートセンター便りに保護司会や協力事業主会の活動を掲載し、発行することで、取組を広く周知します。</p>
館林邑楽保護区保護司会
<b>幅広い広報・啓発活動の検討</b>
<p>若者世代にも再犯防止を知ってもらうためのアプローチとして、SNSでの情報発信も視野に入れた幅広い広報・啓発活動を検討します。</p>
館林邑楽保護区保護司会
<b>青少年健全育成に向けた啓発活動（再掲）</b>
<p>地区内の青少年育成団体等と協力し、薬物乱用防止等、青少年の健全育成に向けた啓発活動を実施します。</p>
館林邑楽地区更生保護女性会

## 資料編

---

### 資料Ⅰ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

##### (基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する

各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練

その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるもの

とする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 資料2 用語解説

用語	説明
<b>《 か 行 》</b>	
家庭裁判所	家事事件の調停や審判、少年事件（非行少年に係る事件）の審判などを行う下級裁判所の一つ。このうち、少年事件に対しては、非行少年の改善・更生を目的として、非行の内容や少年の抱える問題点に応じ、保護観察や少年院送致などの処分がなされる。
仮釈放	改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。
起訴	裁判所に対して、申立人の請求について判決をするよう、法定の手續に従って訴えを提起すること。なお、本計画中には、刑事訴訟における公訴の提起のことをいい、検察官が裁判所に対して特定の刑事事件についての審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為のことを指す。
起訴猶予	不起訴処分の一つ。犯罪の嫌疑が認められる場合において、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により、訴追不要と検察官が判断したときに、その裁量により、公訴の提起を行わないことをいう。
矯正施設	犯罪や非行をした人たちを収容し、改善更生のための処遇を行う施設のこと。刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のことを指す。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職につくことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを助ける民間の事業主のこと。
刑法犯	殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律（刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等）に規定する犯罪のこと。なお、刑法犯には交通事故（業務上過失致死傷、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷）は含まれない。
刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して支払われる奨励金のこと。
検挙	検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする事。
高校卒業程度認定試験	様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験のこと。

更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、改善更生して自立することを支援すること。
更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。
更生保護施設	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う民間の施設のこと。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。
個別労働紛争解決制度	労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的とした、「労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」の3つの紛争解決援助制度のこと。
コレワーク	前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置された施設のこと。出所を控えた受刑者・少年院在院者と企業とのマッチング支援などを行っている。
<b>《 さ 行 》</b>	
再入者	受刑のために刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。
再犯者	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度検挙された者のこと。
再犯者率	犯罪により検挙等された者のうち、再犯者が占める割合のこと。
再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのか、を見る指標のこと。
再非行少年	前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年のこと。
再非行少年率	少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率のこと。
執行猶予	有罪判決にもとづく刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再度罪を犯さないことを条件として、刑罰権を消滅させるもの。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うボランティア。民生委員が兼ねている。

児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。
児童相談所	18歳未満の児童の福祉や健全育成等に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関のこと。
市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民のかたで、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けたかたのうち、家庭裁判所により成年後見人等として選任されたかたのこと
社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
社会的養護自立支援事業	里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする事業のこと。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動のこと。
住宅確保要配慮者	低所得者、被災者、高齢者及び障がい者等、住宅の確保に配慮を要する者のこと。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅	住宅セーフティネット法に基づき、耐震性や住戸床面積基準などの規模や構造等について一定の基準を満たした住宅のこと。
小規模特認校	少人数での教育のよさを生かし、一人ひとりの児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験的な学習活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望に対して、現住所のまま所定の条件のもと指定された学校に入学・転学できる制度のこと。
初入者	受刑のために初めて刑事施設に入所する者のこと。
ジョブカフェ・マザーズ	子育て中の女性を中心とした、仕事探しをサポートするための就職支援窓口のこと。
自立準備ホーム	引受人がおらず、行き場のない矯正施設出所者等の生活基盤を確保し、円滑な社会復帰ができるよう、一時的に住居を提供し、自立を促す施設のこと。

スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。
生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるかたに対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でないかたについて、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。 家庭裁判所に審判の申立てを行い、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる。
<b>《 た 行 》</b>	
館林市地域福祉計画	社会福祉法第 107 条に規定されている市町村地域福祉計画で、館林市における地域福祉の推進について定めた計画のこと。
地域生活定着促進事業	高齢又は障がいにより自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して進める事業のこと。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されている施設のこと。
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと。
特別調整	福祉サービス等を受ける必要があると認められる、その者が支援を希望している等の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等についての調整を行うもの。
<b>《 な 行 》</b>	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分なかたが地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
認知件数	警察が発生を認知した事件の数のこと。

<b>《 は 行 》</b>	
非行少年	<p>家庭裁判所の審判に付される非行のある少年(20歳に満たない者、性別を問わない。)のこと。</p> <p>①犯罪少年(14歳以上で罪を犯した少年)、②触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為を行った少年)、③ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年)に区分される。</p>
保護観察	<p>犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。</p>
保護観察所	<p>各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、指導監督などをする。</p>
保護司	<p>犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。</p>
<b>《 ま 行 》</b>	
満期釈放	<p>刑期を満了して釈放されること。</p>
民生委員	<p>地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティア。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童委員を兼ねている。</p>

### 資料3 館林市再犯防止推進会議

「館林市再犯防止推進計画」を策定するにあたり、関係機関・団体から選出された委員から意見を聴取しました。

(順不同・敬称略)

役職	所属機関・団体名		氏名
	前橋地方検察庁	検察官検事	佐藤 央 雅
	前橋保護観察所	所 長	三宅 仁 士
	館林公共職業安定所	統括職業指導官	黒岩 優 子
	群馬県 生活こども部 生活こども課	人権政策専門官	山 本 勉
	群馬県東部児童相談所	所 長	入澤 康 行
	館林保健福祉事務所	衛生係長	萱原 伊智郎
	館林警察署	生活安全課長	清水 祐 介
副会長	館林市民生委員児童委員協議会	会 長	堀越 一 孝
	館林市社会福祉協議会	事務局次長兼 地域福祉課長	樽見 透
会長	館林邑楽保護区保護司会	会 長	齊藤 要
	館林邑楽保護区保護司会	事務局長	田部井 俊
	館林邑楽保護区保護司会館林支部	支 部 長	中山 勉
	館林邑楽地区更生保護女性会	会 長	小林 幸 江
	館林邑楽更生保護協力事業主会	事務局長	相川 敏 雄
	館林市中学校長会	会 長	竹内 昭 典

## 館林市再犯防止推進会議設置要綱

令和3年1月4日館林市告示第3号

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、再犯防止に係る多様な意見を聴取するため、館林市再犯防止推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関及び団体から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は館林邑楽保護区保護司会長をもって充て、副会長は会長の指名する者をもって充てる。

3 会長は、会議の進行をつかさどる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

館林市再犯防止推進会議委員

区 分	所 属
国機関	前橋地方検察庁
	前橋保護観察所
	館林公共職業安定所
県機関	群馬県生活子ども部生活子ども課
	群馬県東部児童相談所
	館林保健福祉事務所
	館林警察署
社会福祉事業関係団体	館林市民生委員児童委員協議会
	館林市社会福祉協議会
更生保護関係団体	館林邑楽保護区保護司会
	館林邑楽地区更生保護女性会
	館林邑楽更生保護協力事業主会
教育機関	館林市中学校長会



## 館林市再犯防止推進計画

【発行年月】 令和3年（2021年）7月

【編集・発行】 館林市保健福祉部社会福祉課